

**一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会**  
**2022年度 第1回臨時社員総会議事録要旨**

2022年7月31日(日)13時00分から13時50分まで、東京都中央区のAP東京八重洲11階 K+L+M ルームにおいて臨時社員総会を開催した。

社員総数 252名  
議決権を行使することができる社員総数 252名  
議決権を行使することができる社員の議決権の数 252個  
出席社員 226名(委任状による出席を含む。)  
出席した当該社員の有する議決権の数 226個  
出席名誉会員 大村健二  
出席理事 比企直樹、福島亮治、飯島正平、石井良昌、遠藤陽子、大石英人  
尾花和子、小山 論、斎藤恵子、佐々木雅也、清水孝宏、高増哲也  
中瀬 一、鍋谷圭宏、名徳倫明、室井延之、森みさ子、鷺澤尚宏  
※WEB参加を含む  
出席監事 倉田なおみ、田妻 進 ※WEB参加を含む  
議長 比企直樹

以上のとおり定足数に達したので、定款第23条の規定により理事長である比企直樹が議長となり、開会を宣し議事に入った。また、議事録署名者は定款第26条に則り、加治 建代議員、藤谷竜磨代議員にお願いすることになった。

## I. 理事長挨拶

比企理事長から今回の臨時社員総会の開催目的と議事進行に関する留意事項について説明がされた。また、ご参集いただいた名誉会員、代議員に対して謝辞が述べられた。そして、2022年7月31日をもって無事盛会裏に閉会した第37回学術集会飯島会長に対して謝辞が述べられた。

## II. その他

### ・第37回学術集会について

第37回学術集会 飯島会長より代議員に対して謝辞が述べられた。参加者は10,000人を超えたことが報告された。また会期中の不測の事態について、謝罪があり、一部対応については現在も協議中であることが報告された。なお、COVID-19禍でも参加者の約4分の1が現地参加だったことを報告され、次回以降の会長へ申し送りがなされた。

## III. 審議事項(定款変更、会費の変更及び代議員の選任方法)、報告事項(定款施行細則変更)

今回は大きく9つの議題があるが、全て連動している議題であることから、採決については全ての議題の説明を終えたのちに行うことが確認された。

### 1. 定款第13条第4項 役員の選任について

若手理事枠 4 名の新設と推薦理事枠の定数を 2 名にすることについて説明がなされた。現在の理事制度は、選挙理事の 20 名、理事長推薦理事の 6 名を 2 年毎の改選時に半数ずつ選任しているが、理事長推薦理事においては、職種のバランスも考慮し選定していることが確認された。改変後は、今まで 2 年毎に 3 名ずつ計 6 名を推薦理事枠として指名していた枠を、2 年毎に 1 名ずつ計 2 名に変更するものであることが報告された。

理由として、現状のまま推薦理事枠を 6 名とし、若手理事枠を 4 名とすると、理事長推薦枠が 10 枠となり、学会運営の透明性が失われてしまうと考え、理事長が推薦する枠を現在の推薦理事 6 名と同じ人数に合わせるために若手理事 4 名、推薦理事 2 名にしたことが報告された。また若手理事においては、当会の特徴である「多職種であること」を考慮し、バランスをもって選任できるよう 1 職種 1 名以下の条件を加えたことが説明された。

## 2. 定款第 16 条第 1 項 若手理事の任期について

若手理事の再任は連続 2 期 4 年までとし、4 年毎に 4 名全員が入れ替わることにについて説明された。

若手の意見を学会運営に取り入れるという趣旨で若手理事枠を導入するものであるため、若手理事が 1 期目の選任時に満 45 歳以下という基準を設けていることとの関係から、長期間にわたり継続して学会運営を担い続けることは想定していないことから、任期に差異を設けていることが報告された。また若手理事を務めた後に、選挙理事や推薦理事として仮に選任された場合は、続けて連続 4 期 8 年までの任期となり、最大 12 年理事を務めることができることが説明された。

なお 2 年毎に 2 名ずつの選任としなかった理由として、職種間の調整が煩雑になり、選任する側も混乱をきたすためとの説明がなされた。

## 3. 定款附則第 6 項 若手理事規定の適宜見直しについて

若手理事規定の適宜見直しについての説明がなされた。

若手理事は新しい制度のため、導入してから一定期間後に、若手の活躍を推進させるため適切な制度として若手理事制度が機能しているかを検証し、より良い制度にする余地がある場合には制度改正を行う予定であることが報告された。また、見直しを行った際は、「見直しを行った」という記録を残すことが確認された。

## 4. 定款附則第 7 項 理事の定数の一時上限変更について

理事の定数の一時上限変更についての説明がなされた。

現在の理事定数は 26 名だが、改変後 2023 年 2 月の定時社員総会での理事選任においては、選挙理事 10 名、推薦理事 1 名、若手理事 4 名の 15 名の選任となり、計 28 名となることが確認された。

## 5. 定款施行細則第 12 条の 2 若手理事の任期について

若手理事の任期について、詳細の説明がなされた。若手理事の任期は 2 年と定めたが、指名から 2 年後の社員総会においても必ず理事候補者、信任の対象となること、そして

推薦を受けた理事長が退任しても変わらず若手理事であることを追記したことが報告された。

なお本議案については、2022年6月21日に開催された第1回臨時理事会にて承認されていることを確認された。

#### 6. 定款施行細則第16条第2、3、4項 役員選任の手続きについて

若手理事枠の新設に伴い、若手理事に関する文言を追記したことが報告された。

なお本議案については、2022年6月21日に開催された第1回臨時理事会にて承認されていることを確認された。

#### 7. 定款施行細則第17条第1、2、5項 選挙理事の選任について

選挙理事の選任方法の変更について説明がなされた。

当会の現在の各職種の会員数のバランスも考慮しつつ、理事の職種の多様性を確保するため、選挙理事の定数20名のうち2年毎に改選される10名には、会員数の多い管理栄養士、看護師及び薬剤師を各1名以上確実に担保できる規程に変更したことが報告された。

なお本議案については、2022年6月21日に開催された第1回臨時理事会にて承認されていることを確認された。

#### 8. 定款施行細則第18条第2、3項 推薦理事の選任について

推薦理事の定数変更について詳細が説明された。

今まで2年毎に3名ずつ計6名を推薦理事枠として指名してきたが、その枠を2年毎に1名ずつ計2名に変更したことが報告された。

なお本議案については、2022年6月21日に開催された第1回臨時理事会にて承認されていることを確認された。

#### 9. 定款施行細則第18条の2 若手理事の選任について

若手理事の定数4名（1職種1名以下）について追記したことが説明された。

また、若手理事は2023年開催の定時社員総会で選任されるまでは誕生しないことを附則に追記したことが報告された。

なお本議案については、2022年6月21日に開催された第1回臨時理事会にて承認されていることを確認された。

最後に4つの審議事項、5つの報告事項について賛否を議場に諮ったところ、満場一致で異議なく承認可決された。

※変更内容は別紙新旧対照表を参照のこと

以上、議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、理事長及び本総会において議事録署名者に指名された加治 建代議員、藤谷竜磨代議員がこれに記名押印する。

2022年7月31日

一般社団法人日本臨床栄養代謝学会 2022年度 第1回臨時社員総会

■定款

現行定款	変更案
<p>(役員の選任)</p> <p>第13条 理事及び監事は別に定めるところにより社員総会で選任される。</p> <p>2 理事長及び副理事長は理事の互選により選定される。ただし理事長及び副理事長は代議員でなければならない。</p> <p>3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第13条 理事及び監事は別に定めるところにより社員総会で選任される。</p> <p>2 理事長及び副理事長は理事の互選により選定される。ただし理事長及び副理事長は代議員でなければならない。</p> <p>3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。</p> <p><b>4 理事の構成及び定数は、以下のとおりとし、その詳細は定款施行細則で定める。</b></p> <p><b>(1) 選挙理事（選任時満65歳以下の代議員であり、選挙により選出され、社員総会において選任される者をいう。） 20名</b></p> <p><b>(2) 推薦理事（選任時満65歳以下の代議員であり、理事長予定者によって推薦理事予定者として指名され、社員総会において選任される者をいう。） 2名</b></p> <p><b>(3) 若手理事（選任時満45歳以下の学術評議員であり、理事長予定者によって若手理事予定者として指名され、社員総会において選任される者をいう。ただし、1期目に引き続き2期目も再任される場合は、1期目の選任時の年齢が満45歳以下であれば足りる。） 4名</b></p>
<p>(任期)</p> <p>第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。再任は妨げないが、連続4期8年までとする。</p> <p>2 理事は任期中であっても満66歳に達した後の3月31日をもって退任する。</p> <p>3 理事長の任期は2年とし、再任を妨げないが、2期4年までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。再任は妨げないが、連続4期8年（若手理事として選任された場合の任期は含まない。）までとする。<b>ただし、若手理事の再任は連続2期4年までとする。</b></p> <p>2 理事は任期中であっても満66歳に達した後の3月31日をもって退任する。</p> <p>3 理事長の任期は2年とし、再任を妨げないが、2期4年までとする。</p>

4 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。再任は妨げないが、2期8年までとする。

5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

6 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、定員を欠くに至った場合は新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。再任は妨げないが、2期8年までとする。

5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

6 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、定員を欠くに至った場合は新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

附則

6 この定款は、令和4年7月31日一部改定、直ちに施行する。ただし、若手理事に関する規定については、若手の活躍を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

7 第12条第1項第1号の規定にかかわらず、令和4年11月期に係る令和5年開催の定時社員総会の終結時から令和6年11月期に係る令和7年開催の定時社員総会の終結時までは、理事の員数の上限を28名とする。

■定款施行細則

現行定款施行細則	変更案
<p>第3章 役員の任期 (推薦理事の任期)</p> <p>第12条 推薦理事の任期は2年とする。</p> <p>2 推薦理事は、指名から2年後の社員総会において、必ず理事候補者となるものとし、当初推薦を受けた理事長が退任しても、その地位について影響を受けない。</p> <p>3 推薦理事が任期の途中で退任した場合において、第18条第3項に基づく選任を待たずに後任の理事を選出する必要がある場合、その理事の任期は前任者の残期間とする。</p>	<p>第3章 役員の任期 (推薦理事の任期)</p> <p>第12条 推薦理事の任期は2年とする。</p> <p>2 推薦理事は、指名から2年後の社員総会において、必ず理事候補者となるものとし、当初推薦を受けた理事長が退任しても、その地位について影響を受けない。</p> <p>3 推薦理事が任期の途中で退任した場合において、第18条第3項に基づく選任を待たずに後任の理事を選出する必要がある場合、その理事の任期は前任者の残期間とする。</p> <p><u>(若手理事の任期)</u></p> <p><u>第12条の2 若手理事の任期は2年とする。</u></p> <p><u>2 若手理事は、指名から2年後の社員総会において、必ず理事候補者となるものとし、当初推薦を受けた理事長が退任しても、その地位について影響を受けない。</u></p> <p><u>3 若手理事が任期の途中で退任した場合において、第18条の2第2項に基づく選任を待たずに後任の理事を選出する必要がある場合、その理事の任期は前任者の残期間とする。</u></p>
<p>第4章 役員選任 (役員選任の手続)</p> <p>第16条 役員選任の手続は次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙理事予定者を選挙により選任する。</p> <p>(2) 選挙理事予定者、第11条第2項に基づき信任を受けようとする<u>選挙理事及び第12条第2項に基づき理事候補者となる推薦理事</u>(以下これらの理事又は理事予定者を「<u>理事予定者会議構成員</u>」)と総称する。)により理事予定者会議を開き理事長予定者及び副理事長予定者を選任する。</p> <p>(3) 理事長予定者は理事予定者会議構成員の中から副理事長予定者を指名し、<u>理事予定</u></p>	<p>第4章 役員選任 (役員選任の手続)</p> <p>第16条 役員選任の手続は次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙理事予定者を選挙により選任する。</p> <p>(2) 選挙理事予定者、第11条第2項に基づき信任を受けようとする<u>選挙理事、第12条第2項に基づき理事候補者となる推薦理事及び第12条の2第2項に基づき理事候補者となる若手理事</u>(以下これらの理事又は理事予定者を「<u>理事予定者会議構成員</u>」)により理事予定者会議を開き理事長予定者を選任する。</p> <p>(3) 理事長予定者は、理事予定者会議構成員の中から<u>副理事長予定者、理事予定者会議構成</u></p>

者会議構成員以外の代議員から推薦理事予定者を指名する。

(4) 社員総会において、理事予定者会議構成員及び推薦理事予定者を理事候補者とし、理事（選挙理事及び推薦理事）を選任する。

(5) 理事会において、理事長予定者及び副理事長予定者を候補者とし、理事長及び副理事長を選定する。

(選挙理事の選任)

第17条 理事候補者、被推薦者は、以下の各号全てを満たす者に限る。

(1) 満65歳以下の代議員

(2) 連続5年以上の会員歴を有し、会費を完納している者

(3) 理事2名の推薦を得た者

2 選挙理事の定数は20名以内とし、2年毎にその10名の理事を改選することを原則とする。

3 選挙理事の選任は、別途理事会で定める方法による代議員の投票によって行う。委任状による投票は認めない。

4 選挙理事の選任は、選任すべき当該理事の人数に等しい数の連記無記名投票によって行う。ただし、郵送により投票を行う場合には、無記名の投票用紙を用いて投票するにあたり、不正防止等の観点から各代議員が記名した封筒を用いることがあり、電磁的方法に

員以外の代議員から推薦理事予定者、学術評議員から若手理事予定者をそれぞれ指名する。ただし、若手理事予定者の指名については、当該選任手続時に若手理事全員が第12条の2第2項の適用を受ける場合には、この限りでない。

(4) 社員総会において、理事予定者会議構成員、推薦理事予定者及び若手理事予定者を理事候補者とし、理事（選挙理事、推薦理事及び若手理事）を選任する。

(5) 理事会において、理事長予定者及び副理事長予定者を候補者とし、理事長及び副理事長を選定する。

(選挙理事の選任)

第17条 選挙理事予定者及び推薦理事予定者は、以下の各号全てを満たす者に限る。

(1) 満65歳以下の代議員

(2) 連続5年以上の会員歴を有し、会費を完納している者

(3) 理事2名の推薦を得た者

2 選挙理事の定数は20名以内とし、2年毎にその10名の理事を改選することを原則とする。改選される10名には、薬剤師、看護師及び管理栄養士を各1名以上含むものとする。  
第11条第3項に基づき当選する11番目以降の順位のものについても、改選期が同一の10名の中に薬剤師、看護師及び管理栄養士を各1名以上含むこととなることを要する。

3 選挙理事の選任は、別途理事会で定める方法による代議員の投票によって行う。委任状による投票は認めない。

4 選挙理事の選任は、選任すべき当該理事の人数に等しい数の連記無記名投票によって行う。ただし、郵送により投票を行う場合には、無記名の投票用紙を用いて投票するにあたり、不正防止等の観点から各代議員が記名した封筒を用いることがあり、電磁的方法により投票



<p>より投票を行う場合についてもこれに準じるものとする。</p> <p>5 得票数の多い順に当選者を定め、得票同数の場合は抽選により当選者を決定する。</p> <p>6 選任は理事、監事の順に行う。</p> <p>7 理事となろうとする者は、期日までに所定の書類を学会事務局に届け出なければならない。</p> <p>(推薦理事の選任)</p> <p>第18条 推薦理事は、理事予定者会議によって選出された理事長予定者によって指名され、社員総会において選任される。</p> <p>2 <u>推薦理事の定数は6名とし、理事長予定者選出時に半数の3名を指名する。</u></p> <p>3 <u>推薦理事が6名に満たなくなった場合は、その後直近の理事長予定者選出時において、推薦理事が合計6名に満つるまで指名を行い、選任するものとし、4番目以降に指名された者については、第12条第2項前段の規定は適用しない。</u></p>	<p>を行う場合についてもこれに準じるものとする。</p> <p>5 得票数の多い順に当選者を定め、得票同数の場合は抽選により当選者を決定する。<u>ただし、得票数の多い順によると第2項の要件を満たさないこととなる場合には、得票数が8番目から10番目までの者については、より下位の者に代えて、第2項の要件を充足するまで、得票数が11番目以降の薬剤師、看護師及び管理栄養士のうち、より得票数の多いものがそれぞれ当選者となる。第11条第3項に基づき当選する11番目以降の順位のものについても同様とする。</u></p> <p>6 選任は理事、監事の順に行う。</p> <p>7 理事となろうとする者は、期日までに所定の書類を学会事務局に届け出なければならない。</p> <p>(推薦理事の選任)</p> <p>第18条 推薦理事は、理事予定者会議によって選出された理事長予定者によって指名され、社員総会において選任される。</p> <p>2 <u>推薦理事の定数は2名とし、理事長予定者選出時に1名を指名する。</u></p> <p>3 <u>推薦理事が2名に満たなくなった場合は、その後直近の理事長予定者選出時において、推薦理事が合計2名に満つるまで指名を行い、選任するものとし、2番目に指名された者については、第12条第2項前段の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(若手理事の選任)</u></p> <p><u>第18条の2 若手理事は、理事予定者会議によって選出された理事長予定者によって若手理事予定者として指名され、社員総会において選任される。</u></p> <p><u>2 若手理事の定数は4名(ただし、1職種1名以下とする。)とし、理事長予定者選出時に</u></p>
--	--

	<p><u>指名する。</u></p> <p><u>20. この規則の令和4年6月21日に承認された改定は、令和4年7月31日の臨時社員総会において定款変更案の承認を受けることを条件として、同日より施行する。ただし、第18条第2項の規定にかかわらず、令和4年11月に係る令和5年開催の定時社員総会の終結時から令和6年11月に係る令和7年開催の定時社員総会の終結時までは、推薦理事の定数は4名とし、第18条の2第2項の規定にかかわらず、当該改定の施行時から令和4年11月に係る令和5年開催の定時社員総会の終結時までは、若手理事の定数は0名とする。</u></p>
--	--